

富士宮市郵便入札実施要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する工事の請負、製造の請負、測量、調査、設計等の委託、物品の調達及び役務の提供(以下「市工事等」という。)に係る競争入札において、郵便による入札(以下「郵便入札」という。)を実施することにより、競争性の確保及び入札参加者の事務の省力化を図るため、必要な事項を定める。

(対象とする入札)

第2条 郵便入札の対象は、市工事等に係る制限付き一般競争入札及び公募型指名競争入札のうち、富士宮市電子入札運用基準に定める電子入札の方法によるものを除く全ての入札とする。ただし、市長が郵便入札によらないことが適当と認める入札については、この限りでない。

(入札の公告又は指名の通知)

第3条 市長は、郵便入札の方法により入札を行おうとするときは、富士宮市契約規則(昭和60年富士宮市規則第6号。以下「契約規則」という。)第7条による公告又は第22条による通知に、当該規定に基づく事項のほか、次に掲げる事項を併せて掲載するものとする。

- (1) 入札書の送付方法
- (2) 入札書の提出期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) この要領の規定に反して提出された入札書を無効とする旨
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(入札書等の送付方法)

第4条 郵便入札の参加者は、入札書を、一般書留郵便又は簡易書留郵便の方法により郵送しなければならない。

この場合において、入札条件として入札内訳書の提出が定められているときは、入札内訳書を同封して送付するものとする。

2 前項の規定により入札書及び入札内訳書(以下「入札書等」という。)を送付する場合は、物品の購入及び製造の請負に係る入札心得書(以下「入札心得」という。)第8条の規定及び入札公告、指名通知書等の指定に従い入札書を作成し封緘した封筒を使用するものとし、宛名を「富士宮市長(△△部〇〇課□□係)」として、表側に「入札番号、〇〇入札書(及び積算内訳書)在中」及び「提出期限 〇年〇月〇日」と朱書きするものとし、裏面に入札者の住所氏名(法人にあつては、代表者の氏名)を記載するものとする。

3 1通の封筒に、2枚以上の入札書を入れてはならない。

(入札書等の提出期限)

第5条 入札書等の提出期限は、開札日の前々日(土曜、日曜日及び休日を含まない。)とする。

2 入札書等は、提出期限までに市に到達しなければならないものとし、期限を過ぎて到達した入札書等

は、次条第1項の受付をしないものとする。

(入札書の受領及び管理等)

第6条 市長は、入札書等が到達したときは、富士宮市文書取扱規程(昭和48年富士宮市規程第2号)第24条の規定に基づき、△△部〇〇課において受付し、開札日時まで、△△部〇〇課において厳重に保管するものとする。

2 入札者は、入札書等が受領された以降はその引換え又は変更若しくは取消しをすることができない。

(入札書の開札)

第7条 市長は、前条第1項の規定により保管した封筒を、契約規則第7条による公告及び第22条による通知に記載した執行日時に開封し、入札書の開札を行うものとする。

2 市長は、郵便入札の参加者のうち開札会場に立会いを希望する者がいるときは、これを立ち合わせなければならない。

3 市長は、開札に立ち会う参加者がいないときは、入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせなければならない。

4 市長は、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者が開札に立ち会っていないときは、第3項の入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(入札の無効)

第8条 入札心得に規定するもののほか、入札書が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

(1) 第3条第2号の提出期限までに到達しなかったとき。

(2) 第4条に規定する送付方法によらずに送付されたとき。

2 前項の規定により無効とされた入札に係る入札書は、返却しないものとする。

(入札を延期する場合等の措置)

第9条 市長は、郵便入札の開札を延期する場合は、提出期限までに到達した入札書等を、延期後の開札日時まで厳重に保管するものとし、入札を中止する場合は、速やかに当該入札書等を参加者に返却するものとする。

附 則

この要領は、平成25年12月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。